様式3

|  |  |
| --- | --- |
| 審議会等名称 | 第４回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会 |
| 開催日時 | 令和４年11月11日（金曜）９時30分から12時00分まで |
| 開催場所 | 神奈川県ライトセンター第一講習室AB |
| 出席者 | 【中野泰志座長】、【鈴木孝幸構成員】、【和泉厚治構成員】【村井政夫構成員】、【村井延子構成員】、【萩庭圭子構成員】 |
| 次回開催予定 | 令和４年12月頃 |
| 所属名、担当者名 | 障害福祉課社会参加推進グループ 菅原・川俣・鉄井  電話 045（210）4709 ファクシミリ 045（201）2051 |
| 掲載形式 | 議事録 |
| 審議（会議）経過 | 以下のとおり |
| **１　あいさつ**  （１）県障害福祉課長よりあいさつ  （２）各構成員及び事務局の紹介  **２　検討事項**  （中野座長）  進行をさせていただきます、中野です。よろしくお願いいたします。  先ほど県の条例のお話がございましたが、国の方でも今、第５次障害者基本計画が議論されているところで、それから皆様御存知のように、国連から障害者権利条約に関する対日審査というものがありました。今後、日本のこの障害者政策に関しましては、大きな動きが出てくるのではないかなと思います。それを実際に地域で支えていくのは、今まさに議論している、神奈川県ライトセンターの事業等、具体的な事業がとても重要になるかと思います。国際的な動きや国の動き、県の動きというのも踏まえながら、これからの議論ができるとよいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。  今日はたくさん議題がありますけれども、１つずつ進めていきたいと思います。全部で議題が５つありますが、最初に第３回検討会の振り返り、２番目に相談支援のあり方、３番目にＩＣＴの活用、４番目に読書バリアフリー法、そして、最後に報告書の項目イメージについて議論を進めさせていただきます。  **（１）第３回検討会の振り返りについて**  （中野座長）  それでは、１点目の検討事項であります第３回検討会の振り返りについて、事務局より説明をお願いします。  （事務局）  資料１「議論の整理案～第３回検討会意見反映版～」について説明を実施  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございました。それでは、今の説明に関しまして、事実誤認があるとか、よくわからないので質問をしたいというようなことがありましたら、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。  特になければ、これは毎回確認をさせていただいておりますけれども、今後も、この議論の中で出てきた事柄というのをこの中に反映させていただいて、最終的には報告書にまとめていくときに使わせていただくということになるかと思います。これまでの議論はすごく丁寧に拾っていただいて、ありがとうございます。では、もし何か修正等が必要な点がありましたら、事務局に後程お声かけいただければと思います。  **（２）相談支援のあり方について**  （中野座長）  それでは、次の検討課題であります相談支援のあり方について、事務局より説明をお願いします。  （事務局）  相談支援のあり方について、資料２～４に基づき説明させていただきます。  　まず、資料２「神奈川県内の視覚障がい者手帳所持者数とライトセンターの相談・訓練の状況」についてです。「１．圏域別身体障がい者手帳（視覚障がい）所持者数」ですが、令和２年度末の神奈川県内の視覚障がい者手帳所持者数は、17,750名でした。圏域ごとに見てみると、横浜約6,443名、川崎2,236名、相模原1,244名、横須賀三浦1,756名、湘南東部圏域1,516名、湘南西部圏域1,694名、県央1,902名、県西圏域959名です。政令市を除く県域全体では、約8,000名の視覚障がい者の方がいらっしゃり、ライトセンターまでの移動距離があると考えられる県西部（ここでは、県西・湘南西部・県央を指す）には、県全体の視覚障がい者の４分の１に当たる約4,500名の方がいらっしゃることになります。この点は重要な視点になると思いますので、この点も含めてこの後の相談支援のあり方について検討をお願いできればと思います。  　続いて、過去の検討会でも紹介させていただいたデータではありますが、実際にライトセンターでどのくらいの件数の相談・訓練を行っているかについて、「２．相談及び訓練」を御覧ください。相談については、平成28年度から令和２年度の５年間を見ると、コロナによる影響が見られた令和２年度を除くと毎年1,700件程度の相談件数があります。内訳では、日常生活全般、白杖・歩行による相談が最も多く、続いて録音図書やパソコンについての相談が多い状況となっています。コロナ禍である令和２年度においては、内訳別で、概ねそれぞれ相談件数が減少している中で、パソコンの相談件数がコロナ前よりも増加しております。訓練について、２ページをご覧ください。平成28年度から令和２年度の５年間を見ると、コロナによる影響が見られた令和２年度を除くと、平均して１年につき700件程度の訓練件数があります。コロナの影響が見られた令和２年度については、300件程度となっています。その他、対応の種別や障がい等級別、年代別、疾病別など様々な分類で集計がされておりますが、以降のデータについては時間の都合上、説明は省略させていただきます。  　次に、資料３についてです。こちらは、ライトセンターの相談がどのような流れで行われているかがわかる相談案内のチラシです。裏面を見ると、相談訓練の利用の流れの記載がございます。まずは、面談の予約をしていただいてから、個別にお話を伺い、今何が必要かをともに考えます。その後、サービスの紹介や用具（白杖、日常生活用具、コミュニケーション機器）の紹介、訓練（歩行訓練、動作訓練、コミュニケーション訓練）など、必要な情報やサービスにつなげていきます。初めは、用具の紹介から入り、用具購入後、サービスの紹介や訓練につなげていくなど、ケースに応じた柔軟な対応を行っています。  　最後に、資料４「視覚障がい児支援相談等資源イメージ」を御覧ください。こちらは障害福祉課で作成したものですが、視覚障がいに限らず、障がいの早期発見早期支援がいかに重要かということが言われています。今までの検討会やヒアリングの中でも、視覚障がい児の支援の重要性についてはお話が出ていました。では、視覚障がい児支援について考える際に、県内にはどのような社会資源があるのかを表したイメージ図になっています。見えにくい子どもと保護者を中心にして、医療分野、教育分野、福祉分野が周りを取り囲むように存在し、それぞれが支援を行っています。医療分野では、医療機関（眼科・産科）や市町村（母子保健）、教育分野では特別支援学校のセンター的機能を果たす盲学校、視覚障がい児が通う通常学級、特別支援学校・特別支援学級、それから幼稚園。福祉分野では、ライトセンター、神奈川県総合リハビリテーションセンター、視覚障がい当事者団体、ボランティア、保育所、児童発達支援センター、そして市町村等があります。それぞれの分野で多種多様な機関と役割が存在しています。これらの機関がどういった形で支援や役割分担、連携を行っていけると、見えにくい子どもと保護者のニーズに応えられるか、状況によっては見えてこなかった潜在的なニーズに気付いていけるか、ぜひ構成員の皆様に御意見等をいただけたらと思っております。事務局からの説明は以上です。  （中野座長）  はい、説明ありがとうございました。非常に貴重なデータを示していただきました。これまでの検討会でも、子どもたちの支援をどうするかということについて議論があり、国の方では、聴覚障がいに関しては「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」というものが実施されていて、それぞれの自治体で聴覚障がいのある子どもたちが乳児の段階から切れ目ない支援を受けられるようにするための仕組みが進んでいるところです。視覚障がいも全く同じニーズを抱えているにも関わらず、今のところ、聴覚障がいと同じような事業が展開されていないのが現状です。これは早晩、臨界期のことにしても同じようなニーズというのを抱えていますし、そういった支援というのがすごく重要であることはもう明らかだと思います。そういう取組みも、今後必要になってくるのではないかと考えております。  相談支援に関して、子どもの話だけではなく御議論をいただきたいと思うのですけれども、その議論に先立って、今の早期の介入に関する話で、鈴木委員のところで、屈折検査に関する様々な調査を取られたとお聞きしております。その辺についてちょっと口火を切っていただいて、その後でいろいろと議論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。  （鈴木構成員）  鈴木でございます。今御説明にございました私どもの取組みについて、お話をさせていただきたいと思います。資料にもございましたように、この９月から神奈川県内の市町村に「屈折検査機器使用によるスクリーニングに関する現状と課題」に関する調査をかけました。32の市町村から回答があり、集計と分析をしているところです。  先ほど中野座長からもお話があったように、聴覚障がいのお子さんたちについては、早期発見をして早期に対応していこうという流れがすでに国の方でもできていて、市町村の対応も始まっている訳ですけれども、やはり視覚障がいの人達については出遅れているということで、この調査をさせていただきました。  この調査をしての現在のイメージとしては、熱心に取り組んでいる市町村はぜひ屈折検査機器を導入していきたいというところもありますし、行政によっては、直接携わらずに委託してやっているのでという回答のところもありました。早期発見早期治療によって視覚障がいのあるお子さんや弱視の子がいるという事実はもうすでに明らかになっているので、この調査と研修をしっかりやっていきたいと思っているところです。  （中野座長）  鈴木委員、ありがとうございました。事前に送付させていただいた資料の中に、屈折検査機器使用によるスクリーニングに関する現状と課題」という資料がありますので、そちらも参照していただければと思います。  屈折検査に関しては、眼鏡やコンタクトをすれば視力が上がる可能性のある子どもたちが、今きちんとスクリーニングを受けてないという現状がございまして、そのまま眼鏡の処方等がされないために視覚障がいになってしまう子どもたちを、早い段階で発見して減らしていきましょうという取組みがスタートしたところです。聴覚はそこからもう一歩進んでいまして、その発見した後にどういう支援をしていくかというところまで考えておられます。モデル事業の中では、それぞれ自治体が協議会を設置したり、いろんな研修の場を作りましょうというようなことが実施されているところで、国から相応額の予算がついています。聴覚と視覚はすごくよく似ているところがあって、聴覚障がいも早期発見がすごく大切ですが、視覚障がいでもすごく大切で、発見が遅れると後で取り返しがつかないことになってしまうということはよく知られていることなので、これは取り組んでいかなければならないことの１つであろうということで、鈴木さんのところではいろいろと取り組んでいただいているということです。  では、今の早期の問題だけに限らず、今の相談支援のことについて、意見交換をさせていただきたいと思います。どなたからでも構いませんが、御意見等いただければありがたいですが、いかがでしょうか。  （鈴木構成員）  鈴木です。先ほどは乳幼児・母子保健関係のところでしたが、この６月以降、私どもの団体では、各市町村の広報紙に見えにくさ相談をやりますというのを掲載してもらっています。載せてくれている市町村とそうでないところがあるのですが、御家族の方から御連絡をということをやると、いろんな地域から電話で「緑内障なんだけど」「白内障になっちゃってるんだけど」とか「うちの旦那さんが見えなくなってるんだけど」というような相談が来て、どういう対応をしたらいいか、どういう眼科がいいかとか聞かれたりしています。どういう眼科がいいかについてはお近くのところで…みたいな話をしますが、やはり広報誌に載せて募集をかけると反応があるので、定期的にやっていく必要があると思います。以上です。  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。萩庭先生お願いします。  （萩庭構成員）  　平塚盲学校の萩庭です。手元に資料がないので数がどのくらいだったかなと思うのですが、毎年関係する200箇所程に、学校から相談や学校のことについて案内を発送しております。そこは定期的に行っています。また、知っていただくことが大事ということで、今年は、学校のホームページの閲覧数を増やすことを目標に掲げ、なるべくいろいろな情報を発信できるように、学校の中でも投げかけているところです。  相談については、０歳から御相談いただいています。また、保育園の方にも教員が伺ってそこで実際に子どもさんと保育士さんとお話をしています。小学校にも行きますし、今は相談が増えてきています。  一方、相談を受ける教員の育成が課題であり、ある程度専門的な助言ができなければいけないのですけれども、教員も異動があるのでずっといるわけにいかず、その辺りも本校の課題ではありますが、なるべくお困りの方のところには速やかに行けるようにと考えています。以上です。  （中野座長）  　はい。どうもありがとうございます。  　村井政夫委員、七沢でも様々な相談を受けておられるかと思うのですが、今センターの状況等を聞いていただいた上で、少し御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。  （村井政夫構成員）  視覚障がいの関係のものもありますが、県内の眼科医のネットワークを作ろうということで、病院の眼科の先生とタイアップして県内でスマートサイトを立ち上げて４年目になります。県内でもかなりニーズが上がってきているのですが、現実には眼科医の中でも関心のある先生とそうでない先生がいるので、医療関係の方から眼科の先生へのアピールや周知というのがすごく大切だと思っています。おそらく視覚障がいのある方や保護者は、眼科へ相談することが多いと思うのですが、実際にどのくらい眼科の先生に繋がっているかというのは、スマートサイトの状況を見ると、あまり繋がっていないのではないかという部分もありますので、定期的にスマートサイトに関連されている眼科の先生にアピールするようにしています。  また相談に関しては、大半が眼科経由で来ることが多いのですが、最近はアウトリーチも積極的に行うように、視覚部門の訓練士たちには伝えています。外からの情報も持ってくるようにしています。ただやはりその時に、眼科がらみのアプローチがないと、なかなか実際に訓練や相談が進展しないという状況があるのが現実です。以上です。  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございます。  盲学校にしろ、七沢にしろ、それぞれでライトセンターとともにいろいろな相談を展開していただいていて、これは医療と福祉と教育等というのがしっかりと繋がっていくことが重要だと思います。先ほど村井委員からお話があったように、スマートサイトで県内にはいろいろな視覚障がい関係の施設がありますと各眼科医のところで紹介されていたとしても、なかなかそれが実際の相談に繋がるところまではいきにくいというのがあって、これをどうしていくかというのはすごく大きな課題かなと思います。  特に最初、県の方から報告がありました県の西側の視覚障がいのある人達というのが、どういうふうに相談や支援が受けられているのかというところは、大変気になるところかなと思います。  ライトセンターの方から、もしこの辺のことについて、何か補足がありましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。センターの実情は教えていただいたのですが、県域全体がカバーできているかどうかや、それから必要な方にきちんと相談や支援が届いているかどうかについて、実感で構いませんのでお願いします。  （事務局）  　はい、ライトセンター丸山です。  参考までに数字を少しお伝えしようかと思います。コロナの影響がない平成30年度の相談訓練対応の地域ごとの人数ですけれども、実人数で707人に対応しています。そのうち、横浜市178人、川崎市１人、相模原市13人。横須賀市４人、平塚市５人、鎌倉市４人、藤沢市15人、茅ヶ崎市４人、逗子市４人、三浦市３人、秦野市２人、厚木市４人、大和市４人、伊勢原市２人、海老名市５人、座間市１人、南足柄市１人、綾瀬市４人ということで、市部で合計63人。郡部（三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡）で、12人。そして、場所がわからない方からの相談というのが430人。数字的には、やはり横浜が圧倒的に多いということになります。  他方、事務局から示された視覚障害者手帳の数字で、県西部に視覚障がい者が4,500名程はいるという割合の点で見ると、実際にライトセンターに寄せられている相談の数はそこまで多くはないという状況です。その理由は、横浜が多いのは地の利の関係や元の人数が多いこともあると思いますけども、川崎市は１人ということで非常に少ない。川崎市は地元の施設（川崎市視覚障害者情報文化センター等）がありますので、そちらの方で相談をされているのだろうと思います。では、西の方はどうかというと、地域の人数は少ないながらも相談の対応はそれぞれ受けています。その人数がどうなのかという評価は難しいところですが、ライトセンターの相談件数の人数で言いますと、ライトセンターのことを御存知ないという方も、やはり地域の方ではまだいらっしゃるのではなかろうかというように感じる部分はあります。  相談全体のお話でいきますと、もちろんライトセンターでも様々な方法で相談訓練とＰＲを含めて行っていますが、なかなか自館だけでは難しいところもあると思います。前回お話したとおり、区市町村へスタッフが出向いて案内をすることも行っておりますが、難しいところもあるので、神奈川県生活技術研究協議会を活用して皆さんと連携しながら、点ではなく線でつないでフォローしていくかというところが非常に大事なのかなと思っているところです。自館だけではなくて、いかに県内の視覚障がい者の支援施設や情報提供施設も含めて、連携を図って情報を伝えてフォローやサポートの線をつなぐのかというところが大事かなと感じています。  （中野座長）  　はい、説明ありがとうございました。  全体で707人の相談があって、横浜だけでも178人というお話だったのですが、手帳所持者は6,443人ということから考えると、相談や支援を必要としない方には必要ないかもしれませんが、必ずしも皆さんに支援が届いているかと言うと、この評価は難しいところだとおっしゃられましたけれども、もう少しいろいろな相談が実際にはあるのではないかなと思います。  これまで皆さんのお話で、専門施設からは様々な情報提供をしているけれども、それが個々人に届いているかと言うとなかなか難しいところがあるかなと思っています。これは、私が日視連の調査を日常生活用具等で行わせていただいた時に、福祉の制度に出会うまでに５年以上かかったという方が４分の１でした。かなりの方たちがいろいろな制度に出会うことができていないと認識されていて、実際は手帳を交付するときに障害福祉課で様々な手引きをもらっているはずなのですが、受障した方が手帳をもらう時にはなかなかそういう気持ちになられていない中で情報が届いていて、それから、その情報はもしかしたらその方にとってアクセシブルな形で提供されていなかった可能性もあるかと思います。どんな支援が受けられるかというのも、パンフレットを見ただけではなかなか自分の状態とつなげていくというのは難しいかと思います。この辺りが国全体でもこの相談支援はすごく今大きなテーマになっていますが、特に視覚障がいの場合には、自身で情報にアクセスすることが難しいという問題がありますので、ここをどうしていくかはとても重要だと思いますし、県西部の問題というのは、ライトセンターの対象は県域ですので、しっかりと今後考えていかないといけない話なのかなとお話を伺いながら思ったところです。  他に御意見等ございますでしょうか。鈴木さん、お願いします。  （鈴木構成員）  　鈴木です。質問をさせていただいた後でお話をしたいと思うのですが、盲学校から200箇所程度に、いろいろな数字等を送っていらっしゃるということですが、送り先（施設や場所）を教えていただきたいのが１つです。それから、村井委員にお伺いします。七沢はスマートサイトの拠点になっていると思いますが、スマートサイトの統括は行政的な括りはどこがやっているかということをお伺いしたいのですが、お願いします。  （萩庭構成員）  　平塚盲学校の萩庭です。福祉事務所、病院、弱視級、ハローワーク、市町村教育委員会に、学校案内と教育相談のしおり、乳幼児相談アイキッズルームのしおり、専攻科の理療教育パンフレットをお送りしています。御連絡をいただいたところには、担当者が出向いて説明を行っております。  （村井政夫構成員）  　スマートサイトに関しては、全国レベルで都道府県ごとに展開してはいるようですが、神奈川では、最初はこういう視覚障がいに関心を持っていらっしゃる眼科の先生たちのグループからスタートしました。神奈川県リハビリテーション支援センターが窓口としてお手伝いするということで、県の眼科医会にお願いをして、現在は眼科医会にて神奈川県のスマートサイトについてはマネジメントをしてもらっています。  （鈴木構成員）  　鈴木です。ありがとうございます。なぜお伺いしたかと言うと、例えば眼科医のスマートサイトにしても、盲学校から配られたパンフレットにしても、それが現場までは届いていると思うのですけど、現場から当事者に届いていないという問題も大きいのではないかなと最近思っています。スマートサイトの方は熱心な先生方がいらっしゃって、当事者と一緒にいろんなイベントに参加されたりしているのですけど、やはりそこまでやっていただける眼科のお医者さんは少ない。少なくても、眼科の段階でこういうところで相談してみたらっていうのを言ってくれれば、随分違うのではないかなと私は思っています。  それから行政も、先程中野座長がおっしゃっていたように、紙で配布するだけではなくて、手帳を取る段階で点字を読める方はあまり多くないかもしれませんが、点字や拡大文字、録音のＣＤ等をきちんと配布して、これを聞いてくださいねって読める媒体で出すことが重要なのだろうなと思っています。先般、ある市の障害福祉課では、点字資料を配布ではなく貸し出すということがありました。きちんと渡すのではなくて貸すということで、そんな貸し出されるようなレベルで点字が読めたらもう次にいっているのではないかと思うことがありました。そういう一番末端で直接視覚障がいの人たちと携わっているところが、きちんとライトセンターや七沢を紹介していかないと、相談者は絶対に増えないのではないかなと思いました。以上、意見でした。  （中野座長）  　すごく重要な御指摘をいただいたと思います。相談に関しまして、他にいかがでしょうか。  とても重要なところで、眼科との連携として、小児眼科学会と盲学校長会の御協力をいただいて、連携の勉強会を昨年から開かせていただいています。小児眼科専門の眼科の先生方からは、視覚障がいがわかったときに、どのタイミングで紹介していいかがわからないというようなことをお聞きしています。盲学校のことをまだ勘違いされているところもあり、見えているか見えていないかわからない状態の中で、小さい子は検査が難しいので、その段階で果たして盲学校に紹介していいのだろうかという思いを持っておられる方も少なくないとお聞きしています。そこを今、全国レベルで勉強会をやりながら、小児眼科にも盲学校や弱視学級等がどのような役割をしているのかということを知っていただき、特に家族支援も大切ですので、家族の支援を含めて、どのように医療と教育が連携していくかについて議論しているところです。  これも、ものすごく前から連携については言われてきていますけれども、各盲学校では、管轄の病院を回ってパンフレットを渡したりと努力をしていただいていますが、パンフレットを見ただけではやはり直接相談が来るというのは難しい現状があります。鈴木さんがおっしゃられたように、資料を渡されても本人がそれを読めない、子どもの場合には特に自分で判断はできませんから、常時相談が受けられて、そこで電話や巡回で丁寧な相談ができるようなところがとても重要になると思います。  その意味で、ライトセンターにはかつてひよこ教室もあり、現在も幼児の相談は受けていただいていますので、これをしっかりと守っていく必要があります。それから、先ほどお話が出ている県西部の方により情報が提供できるような取組みというのが、さらに必要になるのではないかと思います。  何かほかに御意見がなければ、一旦相談については以上とさせていただいて、次の話に進んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。  （萩庭構成員）  　平塚盲学校萩庭です。資料４－１についてお伺いしてもよいでしょうか。相談等支援のイメージということで、医療・福祉・教育が連携していく絵になっています。ライトセンターのところに、医療・保健・教育・福祉の関係機関と連携した支援と書かれていますが、ライトセンターがその機能を持つということなのか、ここにこの四角が入っている意味を教えていただきたいと思います。  （事務局）  事務局の川俣です。確かに福祉の箱の中に、「医療・保健・教育・福祉の関係機関と連携した支援(適切な情報提供・支援のつなぎ)」の四角が入っています。もともとイメージしていたところは、中心に見えにくい子どもと保護者がいらっしゃって、そこを囲むように三方に医療分野・教育分野・福祉分野がそれぞれあり、これが輪で繋がって連携をして支援を行うということで、その輪のところにこの四角を本当は書きたかった次第です。場所が良くなかったのかもしれませんが、それぞれの機関が連携してやっていけるといいのではないかという意味で、言葉を入れさせていただきました。  （萩庭構成員）  平塚盲学校萩庭です。御説明ありがとうございました。たぶんそういうイメージを持っていらっしゃるのだろうなと思いましたが、皆さんがわかるような絵を作るのは難しいことだなと思っています。子どもと保護者が真ん中にいるというのは、私は大賛成で、そこでいろいろな人がどう手を繋いでいくか、関係し合うのかというところがすごく大事だと思っています。もし、ライトセンターの方に御相談があって、それが県西の子どものことであれば盲学校につないでいただいて、うちから行くということはできるので、そこはぜひやっていきたい。皆さんがそうかと思えるような絵を一緒に完成できたらいいかなと思います。ありがとうございます。  （中野座長）  　どうもありがとうございます。これは絵としてはまだまだたたき台ですので、御意見をいただいて、より実態を反映できるようなものにしていただけるとよいかなと思います。最初に触れさせていただいた「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の絵ではサークルになっていますので、そういったものを参考にしていただいたり、その中で中核機能イメージの中には支援学校とそれぞれの機関の連携というのも記載されていますので、その辺りを福祉とか医療にも広げていただいて、イメージ図を作っていただけると非常に良いかなと思います。  他にいかがでしょうか。  （事務局）  　事務局の鳥井です。今中野座長からお話をいただいた聴覚障がいの中核機能は、これから県の方でも会議を立ち上げようとしています。委員に入っていただく方に様々お願いしているのですけれども、医療、特別支援教育、情報提供施設、児童発達支援センター、各政令市や中核市、一般市町村からも参加してもらい、会議体の人数が非常に多くなることもあり、これから立ち上げようとしているところです。そちらも今同時並行で進めていますので、聴覚障がいの取組みからイメージをもらって、視覚障がいに対しても絵作りをやっていくのだろうなと。また皆さんから御意見をいただきながら、相談というのはずっと考えていかなければいけないのかなと思っていますので、発言させていただきました。以上です。  （中野座長）  どうもありがとうございます。県の方はもちろん聴覚障がいも含めて全体を見ておられて、聴覚の方で先に走っていますので、それをうまく視覚の方にも適用するような形でこういった構想というのを考えていただけると非常にありがたいかなと思います。  先ほどスマートサイトのお話が出たのですが、スマートサイトは日本眼科医会が取りまとめをしてくださっていて、主としてこれは眼科医や医療機関の中でどこに紹介すればいいかという情報を集約していただいて、個人の開業医のところにまで情報をちゃんと届けましょうという医療の側が中心となっていただいている取組みと理解しております。  先ほど村井委員からお話があったように、相談支援にすぐに繋がるかというと難しいところがあります。例えばイギリスでは、ECLO(Eye Clinic Liaison Officer)という制度があって、病院内で失明を告知するときに、教育、支援、福祉のようなことについて、その場でコーディネートをしていくというような相談支援の専門家が配置されています。日本でも今、日本眼科医会等々からメンバーを出していただいて、日視連が事務局となって研究を展開しているところです。視覚障がいのある人が病院でこれ以上目の状態が改善するのが難しいと言われるときに、相談やリソースのことをその場で伝えてもらわないと、なかなかうまくいかない。その際に重要なのは精神的なケアで、すごくショックがあるわけですからそのショックに対してきちんと対応できるようなことだとか、それから家族の支援というのも、イギリスの制度の中には入っています。子どもの場合は、子どもが視覚障がいであるということを親御さんが受けとめられるような状況を作らないといけませんし、大人の場合で言っても、例えば夫婦の間や親子というところで、しっかりとした家族支援をしていかないといけないのだろうと思います。そこまで構築するとなるとなかなか大変なことだとは思いますが、そこができていないと、その先にいくら良いサービスがあってもつなげることができません。  今後の相談支援については議論を重ねていきながら、乳幼児から高齢の視覚障がい者までカバーできるような、そういう体制というのはぜひ考えていけると良いかなと思います。その中で、ライトセンターがどの部分を担うかというような形で、全体像の中に、センターの役割を位置付けていただけるとありがたいと思います。  それでは相談支援については、以上とさせていただきます。  **（３）ICTの活用について**  （中野座長）  ３つ目の検討事項であります「ICTの活用」について、議論をさせていただきたいと思います。まずは、事務局から資料の説明をお願いします。  （事務局）  　資料５「視覚障がい者の支援におけるICTの活用事例について」について説明を実施  （中野座長）  　はい、説明ありがとうございます。  ライトセンターでは、最初の説明のところにあったように、特に録音図書に関しては全国１位の情報提供をしていただいているわけですが、こういった情報にアクセスするためにはICT機器が非常に重要になっていて、現在、日本政府全体でもSociety5.0ということを目指して、様々な情報化を推進しているところでございます。視覚障がい者にとって、このICTは、音声パソコンが出た頃からとても重要な技術になっていて、かつてはある程度パソコン等が操作できる人に限定されていたものかもしれませんが、今やもうICT機器というのは日常生活に欠かすことができないところに広がってきております。これは視覚障がい者も同じです。ところが視覚障がいがある方々がICT機器を使いこなすためには、それなりの練習や訓練というのを受ける必要性があるわけです。そう考えていくと、今後ますますこのICT機器を視覚障がい者が使えるようにしていくために、いろいろな訓練を受けられるような体制がとても重要になるのではないかと思います。ぜひこのICTの活用について、皆様の御意見をこれからお伺いしたいと思います。  教育でもそうです。今学習用デジタル教科書が、それから試験も全部CBT（Computer Based Testing）を使おうということでシステムを導入して、普段の学習においてもICT機器を使って、様々な達成度を評価していくという話になっています。  昨日、東京都のICT推進事業のことで東京都教育委員会の方々と特別支援学校を訪問させていただいていたのですが、そこではICT機器の教育がすごく重視されていて、いろいろな助成を都から出していただいている。昨日は盲学校ですが、どういうふうに教育の中で活用しているか、それから卒業後の様々な進学や就労にも関係していくので自立活動の中での位置付け、なおかつ、各教科の指導の中にもしっかりと入り込むという取組みをやっておられました。教育の中でも、極めて重要なことかと思います。  一方で、このICT機器について、自立活動の時間だけで学校で教えられるかというとなかなか時間的には厳しく、それから機材を全部用意できるかというと難しいところがあって、例えば、日常生活用具での給付が必ずしも地域によってはできていないところがあり、子どもたちの学習に支障があると報告されているところです。この辺りについても、しっかり取り組んでいかないといけないことかなと思います。ぜひ皆様から御意見をいただきたいと思います。  御意見をいただくにあたり、事務局から事前資料の送付がありました長谷寺でのICT活用実験に関するお話をまず鈴木委員からしていただいて、その後でそれぞれの委員から御意見をいただきたいと思います。では、鈴木さんよろしくお願いします。  （鈴木構成員）  　はい。鎌倉の長谷寺での見学ツアーというようなことで体験に参加したのですけれども、スマートフォンを利用しながら観光の説明のようなものを聞く仕組みで実験をしてきました。業者の方たちが設定をしてくださったので、我々は一緒に歩いていけば「これは〇〇です」等と説明をきちんとしてもらえました。先の方に行くと、どっちの方向に何がある、こっちの方に何があるということを音声で説明をしてくれるような仕組みで、こういった仕組みに関しては、観光地等では非常に有益なのだろうなと思っています。ただ、これが毎日のように通うところでいろいろ音声で細かく言われてしまうと、どれが必要な情報でどれがいらないっていうような選択肢や選択の仕方が、まだちょっと未開発かなと思っています。これが長谷寺での実験の感想です。  　先程の事務局からのお話にあったように、駅で点字ブロックにQRコードをつけてそれを読み取るという方法や、音声で視覚障がい当事者が自分のスマートフォンのカメラを使って遠隔操作で離れたところからサポートしてもらうものもあったりします。ただ、どちらのサービスにしても、スマートフォンを手に持って歩かないといけないという点は、どうなのかなと思っています。一般の人たちに歩きスマホをやめてほしいとお願いをしている中で、我々がそれをやってしまっていいのかという疑問はあります。必要なところでは必要ですが、その兼合いを上手にしないといけないと思います。それから、スマートフォンやパソコンの操作にしても、そこに行くまでをどうするかというところが大事かなと思っています。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。移動で使うところではまだ課題もありますので、そこをしっかりと押さえていかなければいけないと思うのですが、それを使うかどうかにしても、スマホ等を視覚障がいのある人が自分だけできちんと操作できるような技術を身につけておかないといけないということがあります。  例えば、駅の誘導について先ほど例に出していただきましたが、東京の場合には、東京都盲人福祉協会のトレーニングを受けた上で、ホームドアがついているところだけ、先程のQRコードシステムを使えますということになっていました。神奈川県でそういうことをやろうとすると、東京都盲人福祉協会に相当するものをどこが担うのか。それからそういうような訓練をする際に、もし転落等に繋がってしまったら大変なことになりますから、これまでの報告にプラスアルファでICTを使った訓練をどう考えていくかというところを、しっかり専門性を持って検証していく必要性があるかと思います。そういういろいろな問題というのもICTにはあるかと思いますので、ただこれはもう無視できない時代になっていますから、これを今後どういうふうに展開していくかということについて、ぜひ御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。  では、和泉さんお願いします。  （和泉構成員）  　視覚障害者の生活と権利を守る会の和泉です。私が一番懸念しているのは、ログインの問題とか、パスワードの管理というのが、誰もが使えるという時に１番問題になると思うのですが、どう解決していけるのでしょうか。  （中野座長）  　とても重要なことだと思います。例えば、音声システムで利用している時に、パスワードを読み上げる設定にしておくと、周りの人に全部わかってしまいますので、これをどう設定していくかというのが非常に重要な話になります。それから今、様々なフィッシング詐欺というのがあって、メール等についているURLを不用意にクリックすると、そこで詐欺その場で引っかかってしまうというようなケースもありますので、視覚障がいのある人が、こういったインターネット等を活用する際に、どんな問題があるかということをしっかりと把握した上で、情報提供する窓口が必要かなと思います。  　今回のコロナの時に、視覚障がいの学生さんが全国ですごく困りました。盲学校も困りました。これまでICTを使って授業を遠隔でやるというようなことがなかったのでとても困ってしまい、サイトを立ち上げていろいろな情報提供をしました。その時にZoomというテレビ会議システムがありますが、実はこのZoomのダウンロードサイトに詐欺がありました。あるサイトに行くと実はZoomのダウンロードではなく、フィッシング詐欺にかかってしまうということがあり、そういうところに騙されないようにということで、私どもの情報サイトではZoomを安全にダウンロードするにはここにつなげてくださいというような情報を提供しました。これはかなり重要な話かなと思います。この辺りは、いろいろなことを試しておかないとどのような問題が起きるかというのはわかりません。それからZoomにしても通常のZoomにつなげるだけならば多くの方が何回か練習すればできるようになりますが、例えばZoomで手挙げ機能で手を挙げてくださいとか、意見がある方はチャットで答えてくださいというように言われると、どのように音声システムの時にショートカットを押すとその機能が使えるのかという話や、設定があまりよくないと誰かが書き込んだ内容を全部読み上げることもあってうるさくて仕方がないという話もありました。しっかりと検証した上で情報提供をしていかないといけないし、それをお伝えしていくということをやらなくてはいけないと思います。  私もコロナ当初、学生の遠隔指導をやったのですが、ライン電話を使ったことがないという視覚障がいの学生さんとやりとりするのは、最初は電話でしかできなくて、電話でやりとりをして、その後でテレビ会議システムにつなげて、相手のパソコンの状態を把握できるような状態にして具体的に支援をしていくというようにやっていくと、かなりの時間がかかります。でもそれをやらないと、例えば学習もできないですし、日々の生活、仕事をしている視覚障がい者の人の場合には会社とオンラインでつないで仕事をすることもうまくできないことになりますので、この手の支援というのはとても重要かなと思います。  話を戻しますと、その際にセキュリティの問題はすごく重要になりますので、ライトセンターでは今そういう相談はやっておられますか。ICTの相談は多いと先程御説明もありましたが、どうでしょうか。  （事務局）  　事業課長の幡野です。IT機器の利用相談、指導訓練の中で個別にそういった御相談も受けております。今は５名の職員で対応しています。  （中野座長）  　ありがとうございました。おそらくフル稼働ですよね。今後さらにICTが使えることが当たり前の世の中になってきつつありますので、そのあたりの相談支援というのはとても重要な項目になっていくだろうなと思います。しかも、支援員の方々はテクノロジーに関しての専門知識も必要となって、ソフトもいろいろあります。例えば音声読上げスクリーンリーダーにもいろいろな種類がありますので、どの種類を使っておられるかによって支援内容を変えていかないといけないので、これはかなり高度な知識が必要かなと思います。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。補足させてください。スタッフの方は、今幡野の方がお話しした５名で対応させていただいていますが、ニーズは非常に多く、内容も多岐にわたるということもありますので、神奈川県視覚障害者赤十字奉仕団（支援奉）のＩＴサポートグループのボランティアの方の多数の協力をいただきながら、そういったICT機器のサポートも行っております。参考までに、県に配布していただいた資料２の４ページにそのサポートの5年間の人数が記載されています。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。今、ボランティアの話が出ましたので、ここは村井延子委員、よろしくお願いします。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。私自身は点訳が専門でパソコンサポートをやっているわけではないので、お話を聞いているところでお話しします。  利用者さんの要望がいろいろありまして、今さっきお話があった最初にスマホやパソコンを習いたいという時に、コロナの時には対面が使えなかったので非常に困っていました。実際に始めるに当たっては、最初は対面で行い、その後Zoomで行うサポートに移っています。現在は、Zoomで行うサポートの方が多いようです。そうやってサポートしてくれている訳なのですけれども、ただ、利用者さんが持ってくる機器にも本当にいろいろなものがあるそうで、支援する方の勉強が大変だということでした。本来だったら利用者が持ってくる機器をみんな支援者側が持っていると良いのでしょうが、そこはなかなかできないということがあります。  現在ITサポートのメンバーが非常に減りまして、その原因がコロナのせいかなと思っていたらそうではなくて。今まではパソコンサポートという名前だったのが、今はITサポートになっています。パソコンサポートという名前でパソコンだけのサポートをするための組織だったのが、今は時代が変わってパソコンのサポートよりもむしろスマホやタブレットを使用することへのサポートの要件が多い。そうなると、こちら側もその対応として機械やスマホを用意しておかないと対応もできないし、少し年配の人でもパソコンのサポートはやるけどそっちは無理だなという人が出てきて、そこで人数が減ってきていると聞いています。だからこれから、パソコン以外の機械に対してサポートできる人を養成しなければいけないのだと思います。  （中野座長）  ありがとうございます。最近は、スマホでいろいろな家電製品がコントロールできるようになっています。IoTというものです。IoT対応の機器がすごく増えていて、例えば、エアコン等のリモコンも、これまでは視覚障がいがあると温度を上げたり下げたりすることくらいはできるけれども、今温度が何度になっているのかを確認するのは難しいということがあります。IoTになるとそういうことをスマホで確認することができるようになるのですが、これをセッティングするのはなかなか大変です。それぞれの家庭のエアコンがどこの製品でどう接続すればいいかということをやらないといけないので、たぶんこれからそういう機器が増えてくればくるほど、ニーズは上がるのだけれども、それをサポートする人というのは、かなりの知識や技術を持ってないとできない状況になっていくのかなと思います。  センターでは今、そのニーズが増えているということですし、ボランティアの方でも対応していただいているけれどもなかなかついていけないところがあるということなので、今後ICT化してかなり力を入れていかないといけないことだなと思います。  萩庭先生、学校や教育関係のところでこのICTについて何かあれば、御発言いただけますか。  （萩庭構成員）  　盲学校萩庭です。学校の方でも教科や自立活動の授業に、ICTを活用しています。コロナになったことは悪いことばかりではなく、Teamsを全県立学校で導入し、それを使って授業を配信することが行えるようになってきました。本校理療科の先生方もTeamsによる配信を行っていて、今年の夏季休業中には、普段の授業できっちり教えているものだけでなく、ラフな授業みたいなものを行うなど、そういうことも随分できるようになってきました。  普通のパソコンよりも、いろいろな機能が入っているので、神奈川県の教育委員会ネットワークの中で読み上げソフトがうまく動くのか等いろいろありますが、そこは県の担当課と連携しながら進めているところです。  生徒たちにとってはとても大事なものですので、学校の中でできることはしっかり伝えて使えるようになって、卒業後活用して欲しいなと思っています。以上です。  （中野座長）  　どうもありがとうございます。では、鈴木委員お願いします。  （鈴木構成員）  　私どもの団体では、スマートフォンの講座を開いています。スマートフォンと言ってもandroidだったりiPhoneだったりいろいろありますが、私どもの場合は、基本的にiPhoneの講座ということで機種やメーカーを指定しています。iPhoneの方が、音声が対応しているということです。２つコースがあって、１つは２週間に1回の２時間半程の講座12回を半年かけて行うコース、それからライトセンターを会場に集中的に６時間ずつ３回行うコースを行っていますが、機種が異なると教える方が大変なので、総務省の補助金をいただいてスマホを購入して、貸し出しながらその機種で講座をやっています。そうでないと３人受講生がいて全員機種が違っていたりすると教える方も大変なので。教える側は、やはり視覚障がいのある人たちが講師になって教えているというのが現状です。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょう。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。さっきお話したことに補足なんですけれども、奉仕団の方では、すべてマンツーマンの対応をしています。教える方は、晴眼者です。場合によっては、ご自宅へ伺ってお教えするようなこともあります。それぞれの利用者向けに全く異なる教え方で対応を行っています。  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございます。私のところでは、大学生の支援等々をやっています。その中では、今、大学入学共通テストにICT機器を一部利用することができるようになっていて、センター試験を受ける際に、例えば弱視の場合はタブレット利用が可能なのですが、タブレットで受ける際にどのように使いまわしていけばいいかということや、そのためのいろいろな合理的配慮をどのようにして受ければいいかというようなことについても、ICTとともに学んでおかないと不利益を被ってしまうことになります。そう考えてみるとこのICTの活用支援は本当に広い領域で必要になってきますし、家庭でのいろいろな家電製品との繋がりというのもありますし、使う機材によってもいろいろ違いがありますので、そういうところへも対応できるようにするとなると、かなりの専門性が必要なところかなと思います。  ちなみに、神奈川県のICTサポートセンターは、視覚障がいに対応しているところはどこかありますか。  （事務局）  　障害福祉課の菅原です。県で今設置しているICTサポートは、視覚障がいを含めて障がいの区別は特にしておりません。例えば、視覚障がい者の方に有効と思われるアプリや機材の紹介であったり、聴覚障がいの方に有効なアプリだったりを御案内しています。実際の支援に関しては、相談を当事者団体に委託しながら、必要に応じてボランティア派遣の調整等を行っていますが、活用の度合いはと言われますと、なかなか厳しい数字が出ている状況です。  （中野座長）  　はい。ありがとうございます。厚生労働省でもICTサポートセンターを今後どう充実させていくかの議論が行われているとお聞きしていますけれども、その中でやはり視覚障がいのスクリーンリーダーや点字についてわかる人たちが教えているところはそう多くはなくて、これまでライトセンターがボランティアを含めてサポートしていただいてきたすごく重要なICT支援の拠点としての機能が、センターにはあるのではないかと思います。今後もこれをさらに充実させていく必要性があり、なおかつ、県域全体にということになると、どうしていけばいいのかを考えていく必要があると思います。  　ICTの活用について、何か他に御意見はございますか。では、和泉委員お願いします。  （和泉構成員）  　和泉です。当面の課題として、保険証のマイナンバー化がありますが、これに伴うサポート体制はどこかで具体的に組まれているのでしょうか。  （鈴木構成員）  　今の保険証もそうなのですが、緑の窓口がどんどんなくなっていて、スマートフォンで列車の予約などを行うのですが、なかなか音声対応していないこともあり、場合によってはサポートが必要かと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。  （事務局）  　障害福祉課鳥井です。和泉委員と鈴木委員からお話しいただいた内容については、今の段階で情報を持っておりませんので、次回までに調べさせていただいて、状況をお伝えできればと思います。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。センターには今の時点でそういう相談はきておりますか。  （事務局）  　事業課の幡野です。個別の相談内容は把握できてございません。  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございます。これはおそらく、まだ国の方でもしっかりと対策が作られていないところかもしれないなと思います。とても重要なことなので、そういった具体的な相談についてまずはセンター等で受けることができて、その中で、ICTを活用するところに関しては、ICTに関するある程度の知識技術を持った方が対応できるような体制というのを作らなくてはいけないのだろうなと思います。  今後のことを考えるとよりICTに依存する社会になっていくので、このICTの支援については、今後センターの中核的な機能の１つになっていくのかなと皆さんの議論を聞いていて感じました。  **（４）読書バリアフリー法について**  （中野座長）  　４番目は、読書バリアフリー法についてです。まず、事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。  （事務局）  　「読書バリアフリー法」について、資料６から資料９に基づき説明させていただきます。  　2019年に成立した読書バリアフリー法は、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。  　資料６を御覧ください。こちらは、国が作成した「読書バリアフリー法の概要」です。読書バリアフリー法の全体の構造としては、１条に目的、３条に基本理念、４条と５条に国や公共団体の責務について、９条から17条には基本的施策がそれぞれ書かれています。また、それらの内容について文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化することが７条に、地方公共団体の計画策定の努力義務が８条に、施策の実施に必要な財政上の措置等の義務付けが６条に示されています。  　そして、資料７は、国が作成した読書バリアフリー法に関するリーフレットです。図書館の本、書店で販売されている本について、一層利用しやすい形式になりますという内容ですが、例えば、図書館では、大活字本、点字図書、LLブック、布の絵本や触る絵本、音声デイジーやマルチメディアデイジー、電子書籍等が利用できます。更に、ネット上のサピエ図書館や国会図書館の紹介、公立図書館や点字図書館で利用できるサービス等が掲載されています。  　資料８ですが、読書バリアフリー法の第９条から第17条に定められている基本的施策、具体的な取組みに合わせて、ライトセンター等での取組みと課題をまとめた表になります。量が多いので全ては読み上げませんが、いくつか御紹介します。  　例えば、９条関係の視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等では、具体的な取組みの１つとしてアクセシブルな書籍・電子書籍等の充実とあります。ライトセンターでは、点字図書、デイジー図書、拡大図書、テキストデイジー図書の製作と郵送を含む提供を実施しています。考えられる課題としては、視覚障がい者への郵送は無料で行えますが、それ以外の方への郵送には送料が発生するため、ライトセンターでは来館できる場合にのみ貸出を行っている状況です。県外の図書館では、読書バリアフリー法の対象である視覚障がい者等の「等」に当たる方にも予算を確保し郵送対応を行っているところもあるそうですので、そういった「等」に含まれる障がい者へのサービス提供については何がどう求められるのか、そういった視点での検討も必要かもしれません。  10条関係のインターネットを利用したサービス提供体制の強化においては、アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援が具体的な取組みとしてあります。ライトセンターでは、サピエをはじめとする各種情報提供手段を活用して利用者の要望に応えると共に、より良質な点訳データや音訳データを製作し、サピエに提供しています。課題としては、現状、音訳データの提供には半年前後の時間を要するため、利用者のニーズによりスピーディーに応えるためにはどうしたらよいのかという点があるかもしれません。  　それに関連して、17条関係の製作人材・図書館サービス人材の育成等では、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ制作者等の計画的な人材の養成という取組み項目があります。ライトセンターでは、ボランティア育成事業として、点訳や音訳・アクセシブルな電子データ製作に携わる人材を育成しています。また、広く県内のボランティアグループを集め、課題の共有等を行ってきました。そして課題等としては、デイジー図書の需要が増えていることから、音訳ボランティアの養成を更に積極的に行う必要があるのではないかといったものや、無償ボランティアに頼った製作はいつまで続けられるかわからず、有償ボランティア等その他の方策を検討する必要があるのではないかといったものが挙げられています。  ここで挙げた内容は、担当者がライトセンターからお話を聞きながら記載したものになりますので、皆様の御意見をお聞きし、まだまだ取組み内容も課題も変化していくものと思っています。こういうことが必要なのではないかとか、課題はこんな面もあるのではないかという様々な御意見をいただけたらと思います。  　この資料では点字図書館であるライトセンターの取組みをまとめていますが、読書バリアフリー法では、点字図書館のみならず地域の公立図書館において、様々な障がい特性に合わせた読書環境の提供を整えることが求められています。  　では、公立図書館での読書バリアフリーの取組みはどうなっているのかということで、県内の公立図書館の代表として、県立図書館と県立川崎図書館における障がい者サービスの案内を資料９として生涯学習課より提供していただきました。  　県立図書館では、障がい者サービスの利用登録を行った上で、資料の無料郵送貸出サービス、対面朗読、レファレンスサービス等が受けられます。館内設備としては、車いす対応席、拡大読書器、照明拡大鏡などがあるようです。  　併せて、昨年２月にはライトセンターに協力をしてもらい、県立図書館の司書さん向けに視覚障がいや視覚障がい者への支援方法を知ってもらう研修を行いました。障がい者サービスを提供していても、なかなか視覚障がいの方が来館されることは少ないようで、実際に視覚障がい者の方へ対応したことがなかったので、知ることが出来て良かったという声を多くいただきました。  　読書バリアフリーに関しては、点字図書館に求められる役割、公立図書館に求められる役割、そして点字図書館と公立図書館との連携によって取り組むべき内容と、様々な視点があると思われますので、それぞれの視点からぜひ御意見等をいただければと思います。  事務局からは、以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいのですが、この資料８の表には、すごく大切な第８条が抜けております。第８条は、地方公共団体が基本計画を立てることになっており、そこがまず立っていないと話が十分に進まないところでございます。神奈川県はまだ策定されていないと認識しておりますので、ぜひここは書いていただいて計画策定を進めていただけるとありがたいと思います。  では、皆様から御意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。  （鈴木構成員）  　鈴木です。読書バリアフリーという言葉の中で、図書館というところが今回のこの発表の中ではクローズアップされているのですが、読書というのは本だけでなくて、特に公共機関から発送する封筒や通知文を含めて解釈しておかないといけないと思います。今回は、ライトセンターのあり方なので、図書に限定することも必要だと思いますが、例えばライトセンターから出す封筒や文章にライトセンターという点字があるだけでも随分違いますし、封筒の中についてもその人の必要な媒体で通知を出すということも重要なポイントだと私は思っています。  今集計中ですが、県内市町村の読書バリアフリーの状況についても調査をしています。「封筒に点字がついていますか」「本人が読めるような媒体で通知を出していますか」「メールを送っていますか」ということにも触れています。だから、図書館としての読書バリアフリーは重要ですし、法律に基づいて行うのは重要ですが、それ以外の部分も読書ということで本に限らず、そこら辺のところも踏まえて対応していくことが必要だと思います。以上です。  （中野座長）  はい、御意見ありがとうございました。今、鈴木委員がおっしゃられた話は、読書バリアフリー法とともに、その後成立した「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」に書かれていることと重なっておりますので、この２つを合わせて考えると、鈴木委員から今お話があったように、様々なものがすべてアクセシブルでなくてはならないということになります。その中には、例えば対面朗読等を含んだ様々な情報保障というのも含まれるのではないかと思いますので、この読書バリアフリー法のところは、読書バリアフリー法と今の施策推進法と合わせて、報告書には記載していった方がよいのかもしれません。今おっしゃられたように、ライトセンターの機能としては図書館機能がすごく重要なのですが、この推進法を進めていく中では様々な自治体等からセンターに相談が来るケースもあるかと思いますし、非常に先進的な取り組みをしていただいているので、どのように情報をアクセシブルにすればいいかということについて、ライトセンターから各自治体等に技術支援をしていくということも必要になってくるかもしれません。今後、求められる機能になるかもしれないと思います。  その他、いかがでしょうか。萩庭先生、学校で使う教科書に関しては教科書バリアフリー法で保障されていますが、様々な教材や一般の図書については今の教科書バリアフリー法ではカバーされていません。子どもたちがそういったものを読んでいく際に、例えば、サピエ図書館に学齢時の子どもたちが読むようなものがたくさん登録されているかというと必ずしもそうではないところがあって、現場ではいろいろ御苦労があるのではないかと思いますが、その辺りについてはいかがでしょうか。  （萩庭構成員）  　平塚盲学校萩庭です。本校の図書館には２万2000冊の蔵書がございますけれども、やはりなかなか新しいものがないということで、ライトセンターと連携させていただいております。  司書さんとのお話なのですが、11月10日の点字毎日にアクセシブルライブラリーがグランプリを獲ったという記事がありました。メディアドゥという会社が公共図書館に提供する電子書籍に関するサービスで大賞を獲って、現在６自治体に提供をしているという情報です。まだ都道府県と連携しているところはないそうですが、こういうものをライトセンターにもし導入できれば、学校も一緒にそれを使ったりできるのではないかと話していました。今お話のあった、関わってくださる人々を養成していくというのもすごく大事なことで、それを進めていただくことで子どもたちの教育が充実していくと思うのですが、こういう新しいものもぜひ取り入れて、ライトセンターから発信していただけると学校としてもありがたいかなと思っているところです。以上です。  （中野座長）  　はい、どうもありがとうございました。先ほどのサービスは自治体等が利用できて、個人での利用はできないので、例えば県等が導入してユーザー数に応じてお金を払うというような仕組みであったかと思います。その辺りは、そのサービスが本当にいいかどうかというところは精査する必要があるかと思いますが、ニュースにはかなりなっていて期待感がすごくあるところなので、そういうことも含めて読書バリアフリーについては考えていく必要性があるかなと思います。  他、いかがでしょう。和泉委員お願いします。  （和泉構成員）  　読書バリアフリー法に伴う人材がいるわけですよね。これに対する補助というのは、国や県から出す義務があるのだと思うのですが、その辺はどうなっているのか御存知の方はいらっしゃいますか。  （鈴木構成員）  　鈴木です。今の人材の養成についてですけれども、確か県の必須事業の１つに手話通訳と要約筆記は入っていると思うのですね。ところが、点訳者音訳者の養成事業というのは、任意になっていたと思います。同じように、市町村の事業としても点訳音訳も入りますが、その中でも手話通訳と要約筆記はやっぱり必須になっていて、どうも視覚の方の点訳者音訳者の養成というのは、義務ではなくて任意になっている。そこら辺のところをきちんと養成する方向にいかないと、作ってくれる人たちが増えないのではないかと思います。間違っていたらすみません、補足調整してください。  （事務局）  　障害福祉課の鳥井です。まず、和泉委員からお話しいただいた人材育成に対する補助ですが、そういう補助制度は今県の方では持ってない状況です。先程資料８でお示しさせていただいたとおり、ライトセンターの指定管理の事業としてやっていただいている以外は、特段他の人材育成に対する補助はない状況です。  鈴木委員からお話をいただいたことに関連して、県の障がい福祉計画の目標にも、点訳者音訳者については必須事業ではないこともあって目標として掲げていないところがあろうかと思います。一方で、読書バリアフリー法の方ではその人材育成という記載もありますので、来年度に向けて計画の改定を考えておりますので、そこは検討させていただきたいと思います。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。今の鈴木委員からの質問に関する事柄は、地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業の中に、必須とそうでないものがあって、視覚障がい関係のところについては実は必須になっていない。これは国の方の仕組みでそうなっているので、自治体の方で積極的にやりますよと踏み出していただければよいわけですが、国の方では必須にしているわけではないためにきっとそうなっているのだと思います。私も厚労省の会議に参加させていただいていますが、難しいところはこの意思疎通支援事業、例えば視覚障がいの方への代筆代読に関しては、いまいち数が伸びていないということがあります。その辺りをもう少し増やしていく必要性があるのだろうと思います。これは、先程和泉委員からICTのところで御質問があったいろいろなセキュリティの問題も含まれていて、代筆代読の中ではその人の財産や生活に関係するようなことを代筆代読する必要があって、それをどこまでやるかということについてはかなりの専門性を持たないと難しいところがある。そのためのマニュアル等をどう作っていくかというのが重要で、この辺りは鈴木委員のところで少し取り組みをしておられるということはお聞きしておりますが、この辺りはすごく重要な話だと思いますので、ライトセンターの事業に限らず、県の中で御検討いただくのは重要かなと思います。よろしいでしょうか。  　人材に関してはとても重要なところで、神奈川はボランティアが全国でも本当に多くいて、高い専門性を持っている地域だと私は認識しておりますが、その今のボランティアがしっかりと活動を続けられるような体制っていうのはきちんと守っていかないと、今全体的にグループ数が減ってきているというのは私もすごく危惧していて、有償のボランティアとか有償でサービスが提供できるという仕組みを作っていくことが重要なのと同時に、今活動していただいているボランティアの皆さんが減っていくというのは当事者からのニーズが減っているわけではないので、すごく困ることです。今後のセンターの役割の中で、読書バリアフリーや情報保障と絡めて、すごく大切な柱として位置付けておく必要性があると思います。  村井延子委員、何か御意見はありますか。  （村井延子構成員）  視援奉の村井です。今お話があった個人情報の代筆代読支援という部分について、私たちのところにも依頼が来ます。簡単なものでしたらお受けするのですけれども、ただ本当に個人の大事な情報を私たちがお伺いして書くというところには、すごく抵抗があります。できれば市に相談してくださいと御案内をすることもあります。難しい依頼も来るので、どこまでできるかということもあります。  この前は、グループで川にボートを漕ぎに行きたいと誘導の依頼がありました。依頼者の方があまり調べていなかったこともありますが、私たちは誘導をするけれども、その方と一緒にボートを漕ぐとか、終わった後に掃除をして欲しいとか、そういうお話が来た時に誘導のやることではないとなるのですが、依頼されたらやってあげたいなとなる。結果的には施設の方と何度もやり取りをして誘導者がやらなくても済むような形にはなったのですけれども、利用者の方からすると何でもやって欲しいというところもあるのでしょうけれども、私たちの本質は、あくまでも目のかわりをするという方針なので、これはできるけれどもここからはできません、でも何とか調整をしていけばできるということもある。何でもかんでもやるというわけでもないし、何でもかんでもやりませんというわけでもないので、ある程度きちんとした線引きが必要だと思っています。いつも依頼を受ける時にはどうにかして対応したいなという気持ちがありますし、今はそうやって何とか形としてできていますけれども、これから先そういういろいろな状況を新しい方々に伝えていかないといけないなと思っています。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。とても重要な話だと思います。今、代読代筆１つをとっても、様々な法律的な知識を持っていないと対応していいかどうかというところは決められないと思います。この辺りは、専門性をしっかりと持った上で、それを継承していけるようにしないと、今の視援奉のメンバーは理解していても、ここに新しい方が入ってこられた時に研修体制をどうするか、その中でしっかりと今のような重要なことをどう継承していくかというのはとても大切になると思います。  読書バリアフリーという観点でいうと、もうこのライトセンターは、点訳を初めとして様々なアクセシブルな図書というのを、全国に先駆けて、全国の模範としてずっと引っ張ってきたところだと認識していますので、この読書バリアフリーに関してはぜひこのセンターが中心になっていただいて、これを維持継承できるようにしていく必要性があるのかなと強く思ったところです。  今日の議論にあった相談支援、ICT、読書バリアフリー、情報保障、これは相互に関係していることかと思いますし、今後のセンターの役割としてはとても重要なことかと思いますので、今後の議論を踏まえてしっかり報告書に記載していけると良いかなと思います。  **（５）報告書項目イメージについて**  （中野座長）  それでは、そろそろ時間も大分詰まってきておりますが、最後の検討事項であります、報告書の項目イメージについて事務局より説明いただきます。この報告書イメージに関しましては、報告書を作成していくための議論をあと２回の検討会でやっていくわけですが、それに先立ちまして、これまでの議論を踏まえた上で、イメージとしてこんなイメージでどうでしょうかという御提案をいただいて、それに基づいて私たちが次回に向けて準備していきたいと思います。  （事務局）  はい、ありがとうございます。事務局の鳥井です。お手元の資料１と資料10を御用意いただければと思います。冒頭にも座長からお話をいただきましたけれども、資料１は、これまでの皆さんの御意見を反映する形でまとめてきたものになります。表紙の次のページの目次を見ますと、１番は視覚障がい者への情報提供支援について、２番は視覚障がい者への相談訓練にかかる支援について、３番が視覚障がいに関するボランティア育成について、４番が視覚障がい者へのスポーツ振興について、５番が視覚障がいに関する普及啓発について６番が視覚障がい者支援全般その他についてとしております。今回用意させていただいた資料10の方を見ていただくと、１番に神奈川県ライトセンターの現状と課題、２番で今後のライトセンターのあり方についてとあり、この２の中の項目を見ますと、資料1の方の目次の項目と基本的には同じ内容になります。（１）は情報提供事業、（２）は相談訓練事業、（３）はボランティア育成事業、（４）はスポーツ振興事業、（５）は普及啓発事業、（６）でその他の提言としており、その下に更に詳細なイメージを入れ込んでいます。皆さんからいただいた御意見、現状と課題を反映した資料１をベースにしながら、今後、報告書を取りまとめていきたいと考えております。  報告書の各項目イメージとして今日は出させていただいておりますので、御意見等をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。  （中野座長）  　はい、御説明ありがとうございました。本格的な議論は次回となりますけれども、今の説明に関して何か御質問や御意見等がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  （事務局）  　事務局の鳥井から補足です。資料10の一番下にある今後のスケジュールですが、次回12月が第５回になりますので、報告書の素案ということで項目イメージに文章が入ったものをお見せしたいと思います。２月の第６回で報告書を取りまとめることとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  （中野座長）  　そうですね。何か御質問等いかがでしょうか。  資料1をベースにということは、資料1にはこれまでの各委員からの御意見がそのまま入っているかと思います。予定調和的に今の事業規模に合うような結論を出すのではなく、何が必要であるかということをこれまで議論させていただいたとおり挙げさせていただいて、それをわかりやすく整理をしていくというようなまとめ方になるという理解でよろしいでしょうか。  （事務局）  　事務局の鳥井です。基本的には資料1がベースになりますので、１つの方向に議論を取りまとめるというよりは、前回検討会でライトセンターから説明いただいた内容も現状と課題のところで入ってきていますので、そういったことを入れながら、皆さんから今後の方向性としてこういうことが望ましいと御意見をいただいていますので、そういったところを反映しながら作っていくということになります。ですので、もしかすると一部意見が対立するような項目もあるかと思うのですが、そういったところは両方の意見を入れながらと考えております。以上でございます。  （中野座長）  　はい、ありがとうございます。様々な意見や現状をしっかりと書いていただいた上で、その中で意見が一致しているところもたくさんあったかと思いますので、認識が一致している重要な項目についてはしっかりと書き込んでいただきながら、意見が分かれているものに関しても、こういう意見やこういう意見があったということをしっかり書いていただくということです。  そういう意味では、この取りまとめが皆様の御意見によって作られて、これがどう活用されるかはまた別な話で、報告書に基づいて県の様々なところで議論をいただいた上で、これをどこまで実現していくかということについて、県のそれぞれの部署で検討いただくということになるのだろうと思います。  そうなると、私たちの役割はすごく重要で、あるべき理想の姿というものをしっかり載せて、なおかつその根拠やエビデンスがあるものについてはエビデンスも掲載させていただく。事務局が様々な部署と今後折衝していただくことになると思いますが、その際にしっかりと他部署の方々にも納得いただけるような交渉ができるようにしていく必要があるかと思います。その中には予算的なことというのも、意見が出たものについては記載していただけるということでよいでしょうか。金額云々ではなく、例えば今の事業規模を拡大していかないと、とてもここまで必要とされる内容は実現できないというようなことを含めて、報告書の原案のところでは書かせていただくということで、次回以降、あと２回でしっかりと議論していくということでよろしいでしょうか。  （事務局）  　事務局の鳥井です。今座長がおっしゃられた方向で、取りまとめをお願いしたいと思います。  （中野座長）  　はい、わかりました。次回からあと２回のところで、具体的な文章を詰めていくことになると思いますので、それぞれ今配布されている資料１に関しましては、御熟読いただいた上で、もし事前に御意見があれば事務局に事前に流していただければと思います。それから次回の議論が、とても重要になるかと思います。そこでしっかりと報告書の案になるような意見出しをお願いできればと思いますのでよろしくお願いします。  また、資料にエビデンスとして掲載するために、例えばこういうデータはあった方がいいのではないかという御意見があればそれも掲載できればと思いますので、そのような資料に関する御意見についてもぜひいただければと思います。  その他、いかがでしょう。御意見と御質問がなければ、本日の検討事項はすべて検討することができましたのでここまでとさせていただいて、進行を事務局にお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。  （事務局）  中野座長ありがとうございました。本日は、限られた時間の中で、構成員の皆様から貴重な御意見をいただき、心より感謝申し上げます。  今日は、「相談支援のあり方」「ICTの活用」「読書バリアフリー法」と、幅広い内容について、御意見をお聞きしました。次回は、これまでの検討会での意見交換等を受け、「施設の有効活用の方向性」と「報告書案の確認」について、御議論をいただく予定です。また、次回の検討会に向け、構成員の皆さんにお願いしたいこと等がありましたら、改めて事務局から連絡をさせていただこうと思います。  次回の検討会ですが、12月23日金曜日午前中に、ライトセンターにて開催する予定です。構成員の皆様には、改めて開催通知で御案内します。本日は、ありがとうございました。  以上 | |